

75歳以上の方の新しい医療制度

老人保健制度から

こう き こう れい しゃ い りょう せい ど

後期高齢者医療制度へ

これまでの老人保健制度に代わるものとして、
平成20年(2008)4月から「後期高齢者医療制度」がスタートします。



対象となる方（被保険者）は、
静岡県内に住む次の方です。

- 1** 原則として75歳以上の方の全員
- 2** 65歳以上で、寝たきり等、一定の障害があると認定を受けている方

後期高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度に代わるものとして新たにつくられる独立した医療保険制度で、各都道府県に設置された「後期高齢者医療広域連合」が運営を行います。

これまでの国民健康保険、健康保険組合や共済組合などの被用者保険（被扶養者を含む）の資格はなくなり、75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方全員が、後期高齢者医療制度に加入することになります。



お問い合わせは—

お住まいの市役所、町役場の後期高齢者医療担当へ

後期高齢者医療制度のポイント

ポイント1 制度独自の保険料を決め、すべての対象者が納めます

対象となる方一人ひとりが、後期高齢者医療制度で独自に定めた保険料を支払います。これまで被用者保険の被扶養者であった方も含まれます。



ポイント2 窓口での負担は1割か3割

医療機関の窓口で支払う負担は1割（現役並み所得のある方は3割）です。

また、ひと月の支払いが自己負担限度額を超えた場合、払い戻されます（高額療養費の支給）。



Q 月々の保険料は？

A 新制度では、対象となる方全員に保険料を納めていただきます。



■保険料は都道府県ごとに決定

各都道府県の広域連合ごとに、原則として区域内で均一の保険料率を設定し、およそ2年ごとに見直しされます。

■軽減措置—保険料には個人差も

保険料は均等割額と所得割額の合計となります。

これまで健康保険組合や、共済組合などの被扶養者となっていた方は、一定の期間、保険料が軽減されます。また、所得額が一定基準額以下の方も、世帯の所得に応じて均等割分の7割・5割・2割が軽減されます。

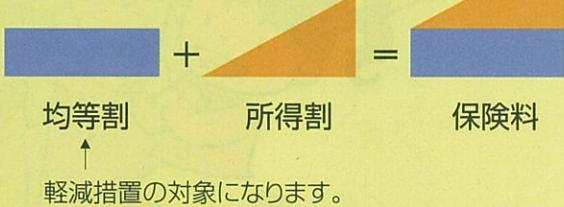


■保険料の納め方は年金から差し引き

徴収は市町が担当します。

- ① 年額18万円（ひと月1万5000円）以上の年金を受給している方
年金から差し引かれます。ただし、介護保険料と合わせた合計額が年金額の2分の1を超える方は「②」となります。
- ② 「①」に該当しない方
納付書または口座振替等の方法により、市町へ納めます。

【保険料】



Q 受けられる給付は？

A これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられ、医療機関にかかる際、医療費の1割（現役並み所得のある方は3割）負担で受診できます。

※現役並み所得のある方とは、同じ世帯に課税所得が145万円以上ある75歳以上の方です。

Q 保険証は…？

A 後期高齢者医療制度の新しい保険証は来年3月末までに被保険者一人ひとりに送付します。また、4月以降75歳になる方は、75歳の誕生日から新しい保険証で治療を受けてください。